

証券コード 3075

平成30年7月17日

株 主 各 位

千葉市美浜区浜田二丁目39番地

株 式 会 社 銚 子 丸

代表取締役社長 石 田 満

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年8月1日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成30年8月2日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始） |
| 2. 場 | 所 | 千葉県千葉市美浜区中瀬2-1
幕張メッセ国際会議場 2階 コンベンションホールB
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。） |

3. 目的事項

報告事項

第41期（平成29年5月16日から平成30年5月15日まで）事業報告
及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

第8号議案

ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社
取締役会に委任する件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出
くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要が生
じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト
(<http://www.choushimaru.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(平成29年5月16日から
平成30年5月15日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府や日銀の経済・金融政策を背景に企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調で推移したものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動影響などにより、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、依然として消費者の強い節約志向に加え、食材全般にわたる不足感から仕入価格の高騰傾向が止まず、また、労働需給の逼迫に伴う労働単価の上昇及び人材確保が大きな課題になる等、厳しい経営環境が続いております。

このような状況において、販売促進につきましては、「アイルランド産天然本まぐろ」や、「天然南まぐろ」など、当社の主力商品である「まぐろ」にこだわった「高品質」かつ「お得感」のあるイベントメニューの充実と、『初夏の旬』や『秋の幸を握る!』など時節の旬の食材にこだわった銚子丸らしい商品開発に努め、お客様の来店動機高揚に努めてまいりました。

店舗開発については、大網白里店（平成30年3月）を新規に出店しました。一方で、限られた人的資源の有効活用を図るために、四つ木店（平成29年5月）、上福岡店（平成29年6月）及びあざみ野店（平成30年1月）を閉店しました。この結果、当事業年度末の店舗数は91店舗になりました。また、既存店強化のために、席数の増加・作業性の向上・イメージアップを重視した改装を9店舗で実施し、特に下期は「高速レーン」の延長・導入に加えて、「セルフオーダーシステム」「オートウェイターシステム」の新規導入を延べ41店舗で実施するなど、サービスと労働生産性向上のための機械化・省力化の推進に注力しました。

売上につきましては、夏期の長期天候不順と冬期の度重なる降雪による客数減、店舗勤務者の人手不足による新規出店の遅れ、及び平成29年11月より本格的に取り組みを開始した店舗勤務者の労務改善を目的とした一部店舗の営業時間短縮や臨時休業日の設定など厳しい経営環境が続きました。一方で、下期はビジネス誌への掲載やテレビ番組での紹介等があり、これを背景としたWEB

媒体による販売促進強化等が奏功したことから、特に後半にかけて堅調に推移しました。この結果、当事業年度における売上高は187億89百万円（前期比3.8%減）となりました。

利益面については、売上高の減少に加え、食材全般の価格の高騰で売上原価率が上昇しました。一方で、社会保険加入対象者の拡大に伴う法定福利費や、既存店強化を目的とした改装に係る修繕費等が増加する中、水道光熱費（同△48百万円）をはじめとする経費削減に注力したものの、販売費及び一般管理費は前期比△1億62百万円（同1.6%減）に留まりました。この結果、営業利益は5億80百万円（同37.1%減）、経常利益6億15百万円（同35.8%減）となりました。また、業績不振店舗に係る減損損失1億50百万円を特別損失に計上したこと等によって、当期純利益は3億5百万円（同33.1%減）となりました。

（注）金額に消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

新規店舗（計1店舗）の内装設備等	46百万円
改装店舗（計9店舗）の内装設備等	41百万円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 (平成27年 5 月期)	第 39 期 (平成28年 5 月期)	第 40 期 (平成29年 5 月期)	第 41 期 (当事業年度) (平成30年 5 月期)
売 上 高 (千円)	19,086,383	19,730,555	19,540,900	18,789,187
経 常 利 益 (千円)	1,148,220	974,721	958,881	615,913
当 期 純 利 益 (千円)	641,214	513,765	457,518	305,946
1株当たり当期純利益 (円)	220.86	182.96	167.70	112.14
総 資 産 (千円)	9,342,144	8,906,067	8,973,903	9,040,391
純 資 産 (千円)	5,914,074	5,603,634	5,979,242	6,202,964
1株当たり純資産額 (円)	2,037.04	2,053.93	2,191.66	2,273.71

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

外食産業におきましては、消費者の根強い節約志向の継続、仕入価格の高騰傾向、労働需給の逼迫に伴う人件費の上昇等、依然として厳しい状況が続くものと予測されます。

このような状況の下、「私達の真心を提供し、お客様の感謝と喜びを頂く」という経営理念を軸に、既存事業のブラッシュアップによる企業体質の一層の強化と、業容拡大のための人財育成を図るため、当社の対処すべき課題として以下の項目を中心に組み組んでまいります。

① 銚子丸スタンダードの向上

当社は、グルメ回転寿司のリーディングカンパニーとして事業を展開し、平成29年11月にはビジネス誌発表の「外食チェーン全格付け」にて顧客総合満足率第1位を獲得しました。この評価に至った当社の競争優位性は『鮮度やボリュームといった商品の満足度』と『銚子丸劇場を支えるホスピタリティあふれる劇団員（人財）』に他ありません。引き続き競合他社との圧倒的な差別化を図るために、QSCスタンダードの再確認を行い、絶対的な商品・サービスへのこだわりをもって、あらゆる面で『銚子丸スタンダード』をより一層の向上させるよう努めてまいります。

② 人財の確保と育成強化

採用氷河期といわれる中、従来にも増して中途・新卒採用の強化と定着率の向上に注力するとともに、当社の強みである『銚子丸スタンダード』の継続的な向上を実現するための社内教育プログラムとして新たに『立志塾』を開設し、これまで以上に高度かつ計画的な採用と人財育成を実践してまいります。

③ 収益基盤の強化

人手不足の深刻化が新規出店の制約となり、仕入価格の高騰傾向や人件費の上昇傾向が止まない状況の下、従来のビジネスモデルの高度化を進めることで収益構造の変革に取り組んでまいります。

具体的には、売上向上・オペレーションの効率化・イメージアップ・顧客利便性を追求した計画的で効果的な改装と、サービス及び労働生産性向上を目的とした機械化・省力化を推進し、限りある『人財』資源を最大限に活用しつつ、『銚子丸スタンダード』の維持向上を可能にする店舗づくりに邁進してまいります。

また、原価・人件費及び店舗経費の標準化により店舗営業管理の強化を図るとともに、不採算店舗の退店基準を見直し計画的なスクラップ＆ビルドと、限られた人財の適正配置・有効活用で収益基盤の強化を図ってまいります。

④ 新市場開拓の推進

従来のロードサイド中心から、駅前・駅中、地下街等の繁華街立地も候補地選定基準に加えたドミナント戦略の下、出店候補地を開拓してまいりました。

今後は「都市部コンパクト店」や「商業施設内テナント出店」に挑戦するとともに、外販及び出張回転寿司サービスを展開し新市場の開拓を推進してまいります。

また、LINE、グルメサイト、SNSといったWEB媒体を活用した販売促進・広告宣伝施策の充実により、今までご利用のなかった顧客の集客に注力してまいります。

以上の取り組みにより、当社の既存事業のブラッシュアップと新市場の開拓を推進し、強固な経営基盤の確立と企業価値の増大に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年5月15日現在）

当社は、同業他社の低価格均一回転寿司店との差別化を図るために、より上質な商品とサービスを複数価格帯にて提供するグルメ回転寿司業態として、「すし銚子丸」の店名にて直営店のみによる多店舗展開を行っております。

また、顧客の多様な寿司へのニーズに応えることで企業価値向上を図ることを目的として、江戸前寿司の味と技をグルメ回転寿司事業に継承させるべく、立ち寿司業態の「江戸前すし百萬石」を運営しております。

(6) 主要な営業所（平成30年5月15日現在）

《千葉県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社 事 務 所	千葉市美浜区	すし 銚子丸 鎌ヶ谷 店	千葉県鎌ヶ谷市
すし 銚子丸 浦安 店	千葉県浦安市	すし 銚子丸 船 橋 店	千葉県船橋市
すし 銚子丸 横 芝 店	千葉県山武郡	すし 銚子丸 成 田 店	千葉県成田市
すし 銚子丸 葉 田 台 店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 志 津 店	千葉県佐倉市
すし 銚子丸 八 街 店	千葉県八街市	すし 銚子丸 新 松 戸 店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 市 川 店	千葉県市川市	すし 銚子丸 南 柏 店	千葉県柏市
すし 銚子丸 宮 野 木 店	千葉県花見川区	すし 銚子丸 東 金 店	千葉県東金市
すし 銚子丸 高 洲 店	千葉県美浜区	すし 銚子丸 佐 倉 店	千葉県佐倉市
すし 銚子丸 行 徳 店	千葉県市川市	すし 銚子丸 市 原 店	千葉県市原市
すし 銚子丸 東 寺 山 店	千葉県若葉区	すし 銚子丸 茂 原 店	千葉県茂原市
すし 銚子丸 桜 木 店	千葉県若葉区	すし 銚子丸 木 更 津 店	千葉県木更津市
すし 銚子丸 西 船 橋 店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 南 船 橋 店	千葉県船橋市
すし 銚子丸 大 和 田 店	千葉県市川市	すし 銚子丸 富 里 店	千葉県富里市
すし 銚子丸 蘇 我 店	千葉市中央区	すし 銚子丸 酒々井プレミアム・アウトレット 店	千葉県印旛郡
すし 銚子丸 柏 店	千葉県柏市	すし 銚子丸 千葉ニュータウン 店	千葉県印西市
すし 銚子丸 八 千 代 店	千葉県八千代市	百 萬 石 幸 町 店	千葉市美浜区
すし 銚子丸 北 習 志 野 店	千葉県船橋市	すし 銚子丸 松 戸 岩 瀬 店	千葉県松戸市
すし 銚子丸 千 葉 駅 前 店	千葉市中央区	すし 銚子丸 大 網 白 里 店	千葉県大網白里市
すし 銚子丸 八 柱 店	千葉県松戸市		

《東京都》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸 保 木 間 店	東京都足立区	すし 銚子丸 経 堂 店	東京都世田谷区
すし 銚子丸 高 島 平 店	東京都板橋区	すし 銚子丸 み ず え 店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 光 が 丘 店	東京都練馬区	すし 銚子丸 南 小 岩 店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 豊 玉 南 店	東京都練馬区	すし 銚子丸 東 葛 西 店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 大 泉 インター 店	東京都練馬区	すし 銚子丸 竹 の 塚 店	東京都足立区
すし 銚子丸 亀 戸 店	東京都江東区	すし 銚子丸 立 石 店	東京都葛飾区
すし 銚子丸 綾 瀬 店	東京都足立区	すし 銚子丸 赤 羽 店	東京都北区
すし 銚子丸 板 橋 東 新 町 店	東京都板橋区	すし 銚子丸 西 新 井 店	東京都足立区
すし 銚子丸 南 大 泉 店	東京都練馬区	すし 銚子丸 宇 喜 田 店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 花 小 金 井 店	東京都小平市	すし 銚子丸 日 野 店	東京都八王子市
すし 銚子丸 三 鷹 店	東京都三鷹市	すし 銚子丸 武 蔵 小 金 井 店	東京都小金井市
すし 銚子丸 町 田 店	東京都町田市	すし 銚子丸 三 鷹 新 川 店	東京都三鷹市
すし 銚子丸 多 摩 ニュータウン 店	東京都八王子市	百 萬 石 新 小 岩 店	東京都江戸川区
すし 銚子丸 立 川 店	東京都立川市	すし 銚子丸 杉 並 宮 前 店	東京都杉並区

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸八王子店	東京都八王子市	すし 銚子丸東大和店	東京都東大和市
すし 銚子丸大井店	東京都品川区	すし 銚子丸南千住店	東京都荒川区
すし 銚子丸調布店	東京都調布市	すし 銚子丸狛江店	東京都狛江市
すし 銚子丸木場店	東京都江東区		

《埼玉県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸南越谷店	埼玉県越谷市	すし 銚子丸浦和美園店	さいたま市緑区
すし 銚子丸川口新郷店	埼玉県川口市	すし 銚子丸草加店	埼玉県草加市
すし 銚子丸ひばりが丘店	埼玉県新座市	すし 銚子丸南浦和店	さいたま市南区
すし 銚子丸浦和木崎店	さいたま市浦和区	すし 銚子丸上尾店	埼玉県上尾市
すし 銚子丸東大宮店	さいたま市見沼区	すし 銚子丸所沢店	埼玉県所沢市
すし 銚子丸北浦和店	さいたま市中央区	すし 銚子丸川口店	埼玉県川口市
すし 銚子丸川越店	埼玉県川越市	すし 銚子丸見沼店	さいたま市見沼区
すし 銚子丸春日部店	埼玉県春日部市		

《神奈川県》

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
すし 銚子丸宮前平店	川崎市宮前区	すし 銚子丸川崎中原店	川崎市中原区
すし 銚子丸横浜都筑店	横浜市都筑区	すし 銚子丸武蔵小杉店	川崎市中原区
すし 銚子丸日吉店	横浜市港北区		

(注) 当事業年度において開設した店舗は、以下の1店舗であります。

すし銚子丸大網白里店

当事業年度において閉鎖した店舗は、以下の3店舗であります。

すし銚子丸上福岡店、すし銚子丸四つ木店、すし銚子丸あざみ野店

(7) 使用人の状況（平成30年5月15日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
473 (1,114) 名	17 (△194) 名	41.0歳	7.0年

（注） 使用人数は就業員数であり、パートタイマーは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年5月15日現在）

借 入 先	借 入 額（千円）
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	60,000
株 式 会 社 千 葉 銀 行	39,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	39,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成30年5月15日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,903,600株（自己株式175,480株を含む。）
 (3) 株主数 5,944名（前事業年度末比233名減）
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
有限会社オール・エム	784,000	28.74
堀地 かなえ	459,720	16.85
堀地 ヒロ子	384,880	14.11
堀地 元	48,000	1.76
銚子丸社員持株会	30,100	1.10
JPLLC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT	10,000	0.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	3,900	0.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505013	3,600	0.13
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE COLONIAL FIRST STATE INVESTMENTS LIMITED	3,200	0.12
BBH FOR SEI INST INV TR-SEI GL MG VOLATILITY FD/ACADIAN ASSET MGT LLC	2,900	0.11

（注）持株比率は、自己株式（175,480株）を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年5月15日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 田 満	
取締役会長	堀 地 ヒロ子	有限会社オール・エム 取締役
常務取締役	堀 地 元	
取締役	本 村 公 弘	商品部長
取締役	大 島 有 紀 子	大島有紀子法律事務所 所長 法務省人権擁護委員 大網白里市代表監査委員
取締役	松 戸 栄 三	環境整備部長
常勤監査役	山 口 忠 則	
監査役	中 嶋 克 久	株式会社M&Aコンソーシアム 代表取締役 公認会計士中嶋克久事務所 所長 日本瓦斯株式会社 社外監査役
監査役	守 屋 達 雄	社会保険労務士法人プロジェクト 代表社員 株式会社ラムラ 社外取締役

- (注) 1. 取締役大島有紀子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山口忠則氏、監査役中嶋克久氏及び監査役守屋達雄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中嶋克久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、中嶋克久氏及び守屋達雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	支給額（千円）
取（うち社外取締役）	6 (1)	135,288 (2,400)
監（うち社外監査役）	3 (3)	10,200 (10,200)
合 計	9 (4)	145,488 (12,600)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成16年8月10日開催の定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役大島有紀子氏は、大島有紀子法律事務所の所長、法務省人権擁護委員、大網白里市の代表監査委員を兼務しております。なお、当社は大島有紀子法律事務所、法務省、大網白里市との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役中嶋克久氏は、株式会社M&Aコンソーシアムの代表取締役、公認会計士中嶋克久事務所の所長、並びに日本瓦斯株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社M&Aコンソーシアム、公認会計士中嶋克久事務所、並びに日本瓦斯株式会社との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役守屋達雄氏は、社会保険労務士法人プロジェクトの代表社員、並びに株式会社ラムラの社外取締役を兼務しております。なお、当社は社会保険労務士法人プロジェクト、並びに株式会社ラムラとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
大島有紀子	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には17回中16回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコンプライアンス上有用な発言を行っております。
山口 忠則	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には17回中16回、また監査役会には18回中17回出席し、長年行政に携わった経験と知識から、必要に応じ、当社のコーポレート・ガバナンス上有用な発言を行っております。
中嶋 克久	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には17回中16回、また監査役会には18回中17回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコンプライアンス上有用な発言を行っております。
守屋 達雄	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には17回中16回、また監査役会には18回中17回出席し、主に社会保険労務士として培ってきた豊富な経験・見地から、必要に応じ、当社のコンプライアンス上有用な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

・ 会計監査人としての報酬等の額

20,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は日本監査役協会が公表しています「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、社内関係部署及び会計監査人から入手した情報に基づいて、会計監査人の当事業年度の「監査計画」の内容についてその適切性・妥当性を検討するとともに、前事業年度の監査計画における監査時間と実績とを対比する等の分析を通じて、当事業年度の監査計画における「監査時間」と「報酬単価」について検討した結果、会計監査人の報酬等の額が妥当と認められたことから同意したものであります。

・ 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20,500千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制とその運用状況については、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程・経営理念等に定めた経営の基本的方向性や、行動の規範に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督するものとする。
- ・ 取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令・定款・取締役会決議及び総合組織規程その他社内規程に従い、当社の職務を執行するものとする。
- ・ コンプライアンス体制の基礎として、社長を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンスマニュアル」の徹底によりコンプライアンス体制の整備、維持、向上を図るものとする。
- ・ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに「コンプライアンス委員会」に報告するとともに、遅滞なく監査役及び取締役会に報告するものとする。
- ・ 法令違反その他コンプライアンスに関する事項についての通報体制として「コンプライアンス委員会」及び内部通報システムを整備し、内部通報制度（ホットライン）に基づきその運用を行うこととする。
- ・ 社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室は内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役にその結果を報告するものとする。また、判明した指摘・提案事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施するものとする。
- ・ 監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題あると認める場合には、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

② 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係わる情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載ある文書等（電磁的記録を含む）を文書管理規程、情報システム管理規程の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理するものとする。
- ・ 上記の文書等は取締役又は監査役が常時、閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、「危機管理マニュアル」の徹底を図るとともに、必要なリスク管理体制の整備・強化を実施するものとする。
- ・ 地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取扱商品に対するクレームリスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理マニュアル」に則りリスクの発生に備えるものとし、また、情報漏洩リスクについては情報システム管理規程及び個人情報保護規程の定めるところに従い管理するものとする。
- ・ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止し、これを最小限に止めるため、「危機管理委員会」を直ちに招集し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力を求め、迅速な対応を行うものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定するものとする。
- ・ 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤の取締役、監査役及び部長が出席する経営会議を原則毎月1回以上開催し、職務執行に関する基本的事項や本部経営課題について討議し、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
- ・ 取締役会の決定に基づく職務執行については総合組織規程・稟議規程において各役職者の権限及び責任と執行手続の詳細を定め明確化を図ることとする。

⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役は、当社の使用人から監査役補助者の任命を求めることができるものとする。監査役補助者の人事異動及び評価については監査役の意見を尊重するものとする。
- ・ 監査役補助者は、監査役と協議のうえ定める期間中、当社の業務執行に係わる役職を兼務しないものとする。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役及び使用人は、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等の重要事項について、適時適切に監査役に報告するものとする。
- ・ 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できるものとする。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、代表取締役・取締役及び会計監査人と各々、必要に応じ意見交換会を開催できるものとする。
- ・ 内部監査室は、監査役との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果について協議及び意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図るものとする。
- ・ 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等より監査業務に関する助言を受けることができるものとする。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは、一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求、妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針とする。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は社外取締役1名を選任しており、取締役会において活発に発言し、取締役の職務執行の監督機能を果たしています。
- ・ コンプライアンス委員会を開催し、賞罰委員会で処分された事例をはじめホットライン通報や食中毒事故の案件について報告し、法令遵守等業務の適正に向けて、その徹底を図っています。
- ・ ホットラインマニュアルを、店舗でのパソコンで閲覧を可能とするよう改正し内部通報システム運用の充実を図っています。

- ・ 内部監査室は、法令遵守やリスク評価の観点から全ての部署を対象に、第1次内部監査を実施し、部門長と面談のうえ改善事項を指摘し、指摘した事項については第2次監査においてその確認をしています。また、店舗に対しては、全店舗を概ね年3回程度臨店し、現金監査と業務監査を実施し、指摘・改善事項についてはエリアマネージャーを通じて確認しています。
- ② 取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 株主総会議事録・取締役会議事録等重要情報のある文書等を保存・管理し、また、監査役からの閲覧請求に対し、適切に対応しています。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 危機管理委員会を開催し、第40期に発生した事件事故について報告するとともに、再発防止に向けて取り組むことを徹底し、その旨を経営会議にも報告しました。
 - ・ 地震、火災発生時や停電・断水時など店舗における緊急事態発生時のフローを危機管理マニュアルで定め、店舗緊急事態対応マニュアルを配布し、これを店長会議において説明のうえ、店舗従業員全員に周知させています。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は毎月1回の定例的な開催を含む年17回開催し、月次の経営報告のほか、経営計画や店舗の新規出店・閉店等重要事項を決定しました。
 - ・ 役員・部長等が出席する経営会議を毎月開催し、月次の経営報告、個別施策の目標と達成状況等について意見交換し、経営目標の適切な管理を行っています。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 該当事項はありません。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役は取締役会及び経営会議等に参加し、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、各部門の長と意見交換してその職務の執行状況を聴取し、また重要な稟議書等の閲覧をしています。
 - ・ 食中毒事故の発生等、経営に著しい損害を及ぼす恐れのある重要事項については、監査役に報告しています。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役社長と会合を持ち、意見及び情報交換を実施したほか、会計監査人とは四半期ごとに行う内部監査室を含めた「三様監査連絡会」など年5回の会合を開催し、情報交換をしています。
 - ・ 内部監査室は監査役と連絡を密にし、内部監査結果について報告し、意見交換しています。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 反社会的勢力に対する具体的な対応を危機管理マニュアルで定めるとともに、管理部が反社会的勢力への対応部署として、反社会的勢力に関する事項を統括管理しております。反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関から反社会的勢力に関する情報提供を受けるとともに、連携をとる体制としております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 全社的な内部統制の評価をしたうえで、「決算財務報告に係る業務プロセス」と「それ以外の業務プロセス」に関して、評価を行っています。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成30年 5 月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,436,827	流 動 負 債	2,426,136
現金及び預金	5,810,031	買 掛 金	1,004,326
売 掛 金	207,874	短 期 借 入 金	138,000
原材料及び貯蔵品	117,253	リ ー ス 債 務	18,943
前 払 費 用	72,041	未 払 金	952,114
繰 延 税 金 資 産	94,922	未 払 法 人 税 等	81,015
そ の 他	134,703	預 り 金	86,337
固 定 資 産	2,603,564	前 受 収 益	486
有 形 固 定 資 産	1,241,676	賞 与 引 当 金	110,700
建 物	798,666	株 主 優 待 引 当 金	32,212
構 築 物	53,761	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	2,000
車 両 運 搬 具	293	固 定 負 債	411,290
工 具 器 具 備 品	259,065	リ ー ス 債 務	47,790
土 地	71,907	長 期 未 払 金	153,000
リ ー ス 資 産	56,490	資 産 除 去 債 務	201,500
建 設 仮 勘 定	1,490	そ の 他	9,000
無 形 固 定 資 産	14,389	負 債 合 計	2,837,427
ソ フ ト ウ ェ ア	1,196	純 資 産 の 部	
そ の 他	13,193	株 主 資 本	6,202,964
投 資 そ の 他 の 資 産	1,347,497	資 本 金	315,950
出 資 金	140	資 本 剰 余 金	236,829
長 期 前 払 費 用	16,059	資 本 準 備 金	236,829
繰 延 税 金 資 産	221,789	利 益 剰 余 金	6,397,140
敷 金 及 び 保 証 金	849,351	利 益 準 備 金	150
そ の 他	261,235	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,396,990
貸 倒 引 当 金	△1,078	別 途 積 立 金	150
資 産 合 計	9,040,391	繰 越 利 益 剰 余 金	6,396,840
		自 己 株 式	△746,956
		純 資 産 合 計	6,202,964
		負 債 純 資 産 合 計	9,040,391

損 益 計 算 書

（平成29年 5 月16日から）
（平成30年 5 月15日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		18,789,187
売 上 原 価		7,887,127
売 上 総 利 益		10,902,059
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,321,458
営 業 利 益		580,601
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,357	
受 取 配 当 金	14	
協 賛 金 収 入	22,991	
仕 入 割 引	2,487	
有 価 証 券 売 却 益	141	
そ の 他	14,815	42,807
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,267	
現 金 過 不 足	204	
雑 損 失	5,988	
そ の 他	35	7,495
経 常 利 益		615,913
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	64	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 額	6,000	6,064
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6	
減 損 損 失	150,870	150,877
税 引 前 当 期 純 利 益		471,100
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		183,298
法 人 税 等 調 整 額		△18,144
当 期 純 利 益		305,946

株主資本等変動計算書

(平成29年5月16日から
平成30年5月15日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
平成29年5月16日 残高	315,950	236,829	236,829	150	150	6,172,739	6,173,039	△746,669	5,979,149
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△81,845	△81,845		△81,845
当 期 純 利 益						305,946	305,946		305,946
自己株式の取得								△286	△286
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	224,101	224,101	△286	223,814
平成30年5月15日 残高	315,950	236,829	236,829	150	150	6,396,840	6,397,140	△746,956	6,202,964

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年5月16日 残高	92	92	5,979,242
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△81,845
当 期 純 利 益			305,946
自己株式の取得			△286
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△92	△92	△92
事業年度中の変動額合計	△92	△92	223,722
平成30年5月15日 残高	—	—	6,202,964

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② たな卸資産

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 株主優待引当金

将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため翌期以降に利用される株主優待券に対する見積額を計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

2,571,701千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

2,903,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

175,480株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成29年 8月3日	普通株式	81,845千円	30円	平成29年 5月15日	平成29年 8月4日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
平成30年8月2日開催の第41回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	81,843千円
・1株当たり配当額	30円
・基準日	平成30年5月15日
・効力発生日	平成30年8月3日

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産	(千円)
賞 与 引 当 金	33,121
未 払 事 業 税	13,229
法 定 福 利 費	16,374
未 払 事 業 所 税	4,202
減 価 償 却 超 過 額	26,091
長 期 未 払 金	45,777
減 損 損 失	105,494
資 産 除 去 債 務	60,288
そ の 他	30,086
繰 延 税 金 資 産 計	334,667

繰 延 税 金 負 債	
建 設 協 力 金	△1,864
資 産 除 去 費 用	△15,747
そ の 他	△342
繰 延 税 金 負 債 計	△17,954
繰延税金資産の純額	316,712

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	14,400千円
1 年超	69,960千円
合計	84,360千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については納税資金を短期借入金にて調達し、それ以外は自己資金によることを基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先が信販会社であるため、相手方の債務不履行による信用リスクは僅少であると判断しております。

店舗用地・建物に係る賃貸借取引に伴う敷金及び保証金、建設協力金については、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、納税資金に係る資金調達を目的としたものであり、決算日後1年以内の返済期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年5月15日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

((注) 2. 参照)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,810,031	5,810,031	—
(2) 売掛金	207,874	207,874	—
流動資産計	6,017,906	6,017,906	—
(3) 敷金及び保証金	849,351		
貸倒引当金(※)	△1,078		
計	848,272	846,203	△2,069
固定資産計	848,272	846,203	△2,069
資産計	6,866,179	6,864,109	△2,069
(1) 買掛金	1,004,326	1,004,326	—
(2) 短期借入金	138,000	138,000	—
(3) 未払金	952,114	952,114	—
流動負債計	2,094,441	2,094,441	—
負債計	2,094,441	2,094,441	—

(※) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券、デリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを当該賃貸借契約期間に近似する国債の利回り率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
出 資 金	140

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難なため、上記の貸借対照表計上額、時価及び差額には含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (非所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社オレンジ・エーステート	東金市	10,000	不動産賃貸業	なし	土地の貸借	店舗用地の賃借	15,600	前払費用	650

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

土地の賃借料については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,273円71銭

(2) 1株当たり当期純利益

112円14銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 6 月26日

株 式 会 社 銚 子 丸
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 稲 垣 正 人 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 録 宏 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社銚子丸の平成29年5月16日から平成30年5月15日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年5月16日から平成30年5月15日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については指摘すべき事項はなく、その整備・運用状況についても、継続的な改善が図られているものと認めます。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年6月27日

株式会社 銚子丸 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	山	口	忠	則	㊞
監査役（社外監査役）	中	嶋	克	久	㊞
監査役（社外監査役）	守	屋	達	雄	㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

第41期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円

なお、この場合の配当総額は、81,843,600円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年8月3日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当法定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

併せて、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。

同時に、今後の業容拡大とコーポレート・ガバナンス体制の充実に備えるために、監査・監督の役割を担う監査等委員である取締役の員数を現行の監査役よりも2名増員し、5名以内とするものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備を行うとともに字句の修正等の所要の変更を行うものであります。

なお、変更案第31条第2項（取締役の責任免除）につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
定 款 第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、株式会社銚子丸と称し、英文ではChoushimaru Co.,Ltd.と表示する。 (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 飲食店の経営 2. 書籍、文具、玩具、食料品、日用品雑貨及び建築用資材の販売 3. 不動産の売買、交換、貸借及びその仲介並びに所有、管理及び利用 4. 広告及び宣伝業 5. 上記各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を千葉市美浜区に置く。 (公告方法) 第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。 ② やむを得ない事由により、電子公告により行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1,080万株とする。 (自己株式の取得) 第 6 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。	定 款 第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、株式会社銚子丸と称し、英文ではChoushimaru Co.,Ltd.と表示する。 (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>①</u> 飲食店の経営 <u>②</u> 書籍、文具、玩具、食料品、日用品雑貨及び建築用資材の販売 <u>③</u> 不動産の売買、交換、貸借及びその仲介並びに所有、管理及び利用 <u>④</u> 広告及び宣伝業 <u>⑤</u> 上記各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を千葉市美浜区に置く。 (公告方法) 第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。 <u>2</u> やむを得ない事由により、電子公告により行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1,080万株とする。 (自己株式の取得) 第 6 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。 (単元未満株主の権利制限) 第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 (株式取扱規則) 第10条 当会社の株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(単元株式数) 第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。 (単元未満株主の権利制限) 第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 (株式取扱規則) 第10条 当会社の株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第11条 当会社は、毎年5月15日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。 第3章 株主総会 (招集) 第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。 (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ② 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	(基準日) 第11条 当会社は、毎年5月15日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。 第3章 株主総会 (招集) 第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。 (招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ② 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。 (決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及び</u>連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。 (決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領<u>及び</u>その結果<u>並びに</u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長<u>及び</u>出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 <u>取締役および取締役会</u> (取締役会の設置) 第18条 当社は取締役会を置く。 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、7 名以内とする。 ＜新設＞ (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ＜新設＞ ② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	第 4 章 <u>取締役及び取締役会</u> (取締役会の設置) 第18条 当社は、<u>取締役会</u>を置く。 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、7 名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。</u> (取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、<u>退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役（監査等委員を除く。）の中から</u>選定する。 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員を除く。）の中から</u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名<u>及び</u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し</u>、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
(取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は、<u>取締役（議決に加わることができるものに限る。）</u>の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
＜新設＞ (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。 (取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。 (取締役会規程) 第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。 (取締役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<u>第 5 章 監査役及び監査役会</u> (監査役及び監査役会の設置) 第31条 当会社は<u>監査役及び監査役会を置く。</u> <u>(監査役の員数)</u> 第32条 当会社の監査役は、<u>3名以内とする。</u> <u>(監査役の選任)</u> 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>(監査役の任期)</u> 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ＜新設＞	<u>第 5 章 監査等委員会</u> (監査等委員会の設置) 第32条 当会社は、<u>監査等委員会を置く。</u> ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞ (監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、<u>各監査等委員</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 <u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第34条 監査等委員会の決議は、<u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
＜新設＞ (監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。 (監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (監査役の責任免除) 第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第 6 章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第39条 当社は、会計監査人を置く。 (会計監査人の選任) 第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。	(<u>監査等委員会の議事録</u>) 第35条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名する。</u> (監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。 ＜削除＞ ＜削除＞ 第 6 章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第37条 当社は、会計監査人を置く。 (会計監査人の選任) 第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

現 行 定 款	変 更 案
(会計監査人の任期) 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 ＜新設＞	(会計監査人の任期) 第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 <u>(会計監査人の報酬等)</u> 第40条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
(事業年度) 第42条 当会社の事業年度は、毎年5月16日から翌年5月15日までとする。 (期末配当金) 第43条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年5月15日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	(事業年度) 第41条 当会社の事業年度は、毎年5月16日から翌年5月15日までとする。 (期末配当金) 第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年5月15日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
(中間配当金) 第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月15日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	(中間配当金) 第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月15日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

現 行 定 款	変 更 案
(期末配当金等の除斥期間) 第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ② 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。 ＜新設＞	(期末配当金等の除斥期間) 第44条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。 附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当会社は、第41回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>第41回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は第2号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員が本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	いし だ みつる 石 田 満 (昭和31年1月20日)	昭和53年4月 亀有信用金庫入庫 平成7年12月 株式会社シチュ（現株式会社 ウェアハウス）入社 平成10年10月 オーケー株式会社入社 平成15年6月 同社取締役店舗運営本部長 平成18年5月 同社取締役管理本部長 平成22年8月 株式会社ウェアハウス入社 平成23年6月 同社代表取締役 平成26年1月 当社入社 平成26年2月 当社執行役員経営企画部長 平成26年8月 当社代表取締役社長（現任）	1,000株
2	ほり ち ひろこ 堀 地 ヒロ子 (昭和22年9月21日)	昭和52年11月 当社設立 専務取締役 平成元年3月 有限会社オール・エム設立 取締役（現任） 平成17年2月 当社専務取締役衛生管理部長 平成22年8月 当社代表取締役会長 平成26年8月 当社取締役会長（現任）	384,880株
3	ほり ち はじめ 堀 地 元 (昭和43年12月21日)	平成4年4月 当社入社 平成12年1月 当社事業部長 平成16年1月 当社常務取締役（現任）	48,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	※ に し な よ し お 仁 科 善 生 (昭和33年 8 月 8 日)	昭和56年 4 月 株式会社東海銀行（現株式会社 三菱UFJ銀行） 入行 平成17年 7 月 株式会社UFJ銀行（現株式会社 三菱UFJ銀行） 練馬支店長 平成18年 1 月 株式会社三菱東京UFJ銀行 （現株式会社三菱UFJ銀行） 練馬駅前支店長 平成18年 2 月 同行赤坂支店長 平成19年 9 月 同行リテールコンプライアンス部 上席調査役 平成23年 6 月 日本コンセプト株式会社出向 管理部企画管理担当部長 平成24年 4 月 同社管理部長 平成24年 6 月 同社に転籍 取締役管理部長 平成29年 6 月 当社入社 管理部長 平成29年11月 当社執行役員管理部長（現任）	一株

（注）1. ※は新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。

2. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
1	※ やま ぐち ただ のり 山 口 忠 則 (昭和23年1月3日)	昭和45年4月 千葉県入庁 平成14年4月 同庁総合企画部理事 平成16年4月 同庁健康福祉部部長 平成19年3月 千葉県庁退職 平成19年4月 株式会社幕張メッセ入社 特別参与 平成19年6月 同社代表取締役専務 平成23年6月 一般社団法人千葉経済協議会入社 専務理事 平成25年5月 同社団法人退社 平成26年8月 当社社外監査役(現任)	一株
2	※ なか しま かつ ひさ 中 嶋 克 久 (昭和36年7月29日)	昭和60年10月 青山監査法人入所 平成16年8月 公認会計士中嶋克久事務所設立 所長(現任) 平成16年8月 当社社外監査役(現任) 平成18年1月 株式会社ブルータス(現株式会社 ブルータス・コンサルティング) 取締役 平成20年7月 株式会社ブルータス・コンサル ティング代表取締役 平成29年6月 日本瓦斯株式会社社外監査役 (現任) 平成30年2月 株式会社M&Aコンソーシアム 設立 代表取締役(現任)	400株
3	※ もり や たつ お 守 屋 達 雄 (昭和27年1月27日)	平成元年1月 青山監査法人入所 人事総務部長 平成10年2月 山田&パートナーズ会計事務所 入所 平成13年6月 株式会社プロジェクト入社 平成13年8月 同社取締役 平成18年6月 株式会社ラムラ社外取締役(現任) 平成18年8月 当社社外監査役(現任) 平成18年9月 社会保険労務士法人プロジェクト 設立 代表社員(現任) 平成20年10月 株式会社プロジェクト常務取締役	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	※ おおしま ゆきこ 大 島 有紀子 (昭和27年10月31日)	昭和59年4月 千葉県弁護士会登録 平成元年4月 大島有紀子法律事務所開業 所長（現任） 平成6年6月 法務省人権擁護委員（現任） 平成26年8月 当社社外取締役（現任） 平成26年9月 大網白里市代表監査委員（現任）	一株

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係ありません。
3. 山口忠則、中嶋克久、守屋達雄及び大島有紀子の四氏は、社外取締役候補者であります。
4. 山口忠則氏は、長年行政に携わった豊富な経験と知識を活かして当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、社外取締役候補者といたしました。同氏は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての就任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。同氏が、原案どおり選任された場合は、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
5. 中嶋克久氏は、公認会計士であり、監査及び会計の専門家としての見地から当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、社外取締役候補者といたしました。同氏は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての就任期間は本株主総会終結の時をもって14年となります。同氏が、原案どおり選任された場合は、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
6. 守屋達雄氏は、社会保険労務士であり、労務の専門家としての見地から当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、社外取締役候補者といたしました。同氏は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての就任期間は本株主総会終結の時をもって12年となります。同氏が、原案どおり選任された場合は、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
7. 大島有紀子氏は、弁護士であり、法務の専門家としての見地から、当社の論理にとらわれず法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、社外取締役候補者といたしました。また、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。同氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。同氏が、原案どおり選任された場合は、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
8. 山口忠則、中嶋克久、守屋達雄及び大島有紀子の四氏はそれぞれ、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。山口忠則、中嶋克久、守屋達雄及び大島有紀子の四氏の選任が承認された場合、各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成16年8月10日開催の第27回定時株主総会において年額300百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

本議案は、第2号議案の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件

当社は第2号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額40百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成16年8月10日開催の当社第27回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としてご承認をいただいておりますが、本株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う第5号議案及び第6号議案をご承認いただきますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額200百万円以内（うち社外取締役20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は年額40百万円以内となります。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数25,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人に対し、割り当てる予定です。

第8号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の使用人に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたしますと存じます。

I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

II. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ. に定める内容の新株予約権2,500個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式25,000株を上限とし、下記Ⅲ. 1. により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

Ⅲ. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は10株とする。

ただし、本株主総会終結後、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、下記3.(2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、本株主総会終結後、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調査後行使価額} = \text{調査前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記（2）に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2)調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分
の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の
翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用す
る。

(3)上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株
主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、
行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件
等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
(4)行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項
を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日まで
に通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は
公告する。

4. 新株予約権を行使することができる期間
割当日後2年を経過した日から3年間とする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は当社取締役会の委任を受けた取締役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 5. に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- (8) 新株予約権の取得条項

上記 7. に準じて決定する。

- (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

以 上

〈メ 毛 欄〉

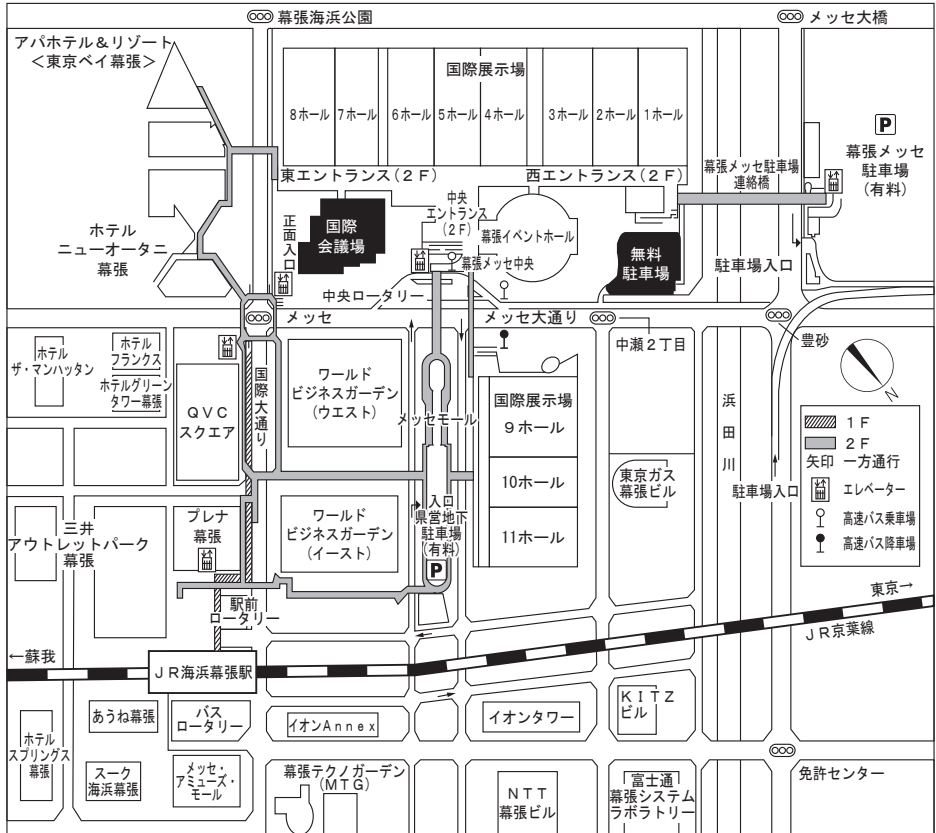
[illegible]

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場のご案内

場 所 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1
幕張メッセ 国際会議場 2階 コンベンションホールB
T E L (043) 296-0001 (代表)



交通

J R 京葉線・武蔵野線海浜幕張駅南口より徒歩約5分

(J R 東京駅より約40分、西船橋駅より約12分)

J R 総武線・京成電鉄幕張本郷駅よりバスで約15分タウンセンターバス停下車徒歩約3分

【お願い】

ご来場に際しましては、無料駐車場に限りがございますので、極力公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。(無料駐車場は8:30より開場いたします。)